#### 第1回八代市立地適正化計画策定委員会

日時:令和6年1月15日(月)14時00分より

場所:八代市役所 2階 207会議室

### 次 第

- 1. 開会あいさつ
- 2. 委員及び事務局の紹介
- 3. 委嘱状交付
- 4. 委員長及び副委員長の選出
- 5. 会議の公開・非公開の決定 ※会議公開の場合は、傍聴者入室
- 6. 報告
  - (1) 計画策定の体制・スケジュール
  - (2) 立地適正化計画の概要
- 7. 議事
  - (1) 計画素案(序 章:立地適正化計画について)
  - (2)計画素案(第1章:都市の現況と課題)
- 8. 事務連絡
- 9. 閉 会

#### 第1回 八代市立地適正化計画策定委員会 出席者名簿

<八代市立地適正化計画策定委員会委員>18名

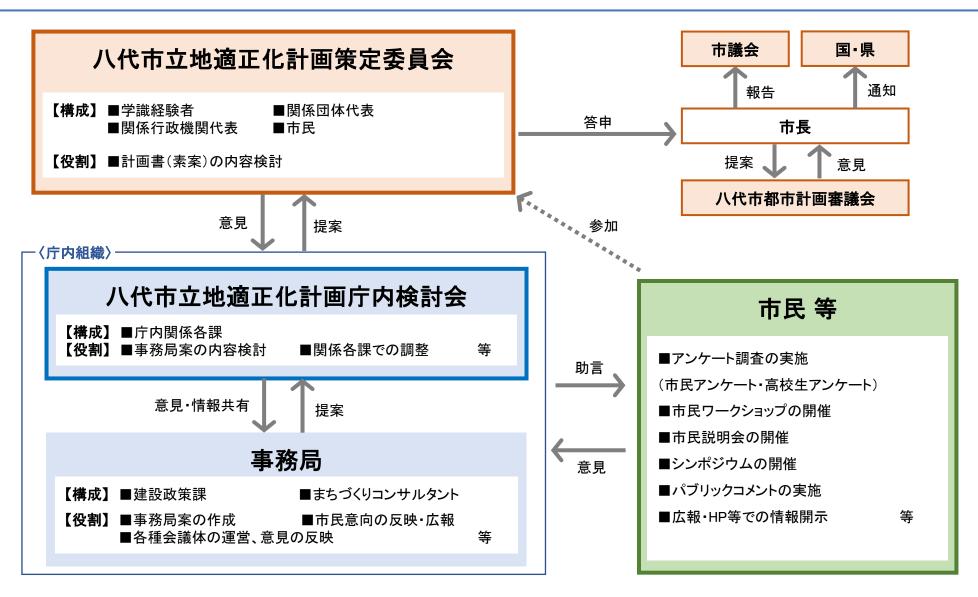
氏 名	所属	出欠
かきもと りゅうじ 柿本 竜治	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授	出席
はしもと じゅんや <b>橋本 淳也</b>	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科 准教授	出席
そう たくま <b>宗 琢万</b>	国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所長	出席
おかむら さとし <b>岡村 郷司</b>	熊本県 県南広域本部長	出席
うえの さぶろう 上野 三郎	八代広域行政事務組合 消防長	出席
まつおか たかし 松岡 隆志	八代商工会議所 副会頭	出席
ふるた ようじ 古田 <b>洋</b> 二	八代市商工会 事務局長	出席
おおぶち まさひと <b>大渕 正仁</b>	一般社団法人 八代青年会議所 委員長	出席
ょしかわ しょうご 吉川 昭五	八代経済開発同友会 副代表	出席
とくだ たばはる <b>徳田 武治</b>	八代市地域協議会連絡会議 会長	出席
ほんだ ゆうじ 本田 <b>友治</b>	八代市農業委員会 副会長	出席
*************************************	八代市民生委員・児童委員協議会 書記	出席
しらはま ひろかず <b>白濵 浩一</b>	一般社団法人 八代市医師会 事務局長	出席
うじはら こうじ <b>氏原 耕二</b>	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会 地域福祉課長	出席
さかいてつろう <b>堺 哲郎</b>	産交バス㈱八代営業所 係長	出席
むがま かつり 村山 勝宣	八代校長会 日奈久小学校長	出席
てらかわ くるみ <b>寺川 久留美</b>	八代市女性人材リストより	出席
うじいえ みなこ <b>氏家 美奈子</b>	八代市女性人材リストより	出席

#### <八代市>10名

氏 名	所属	備考
福島 誠治	副市長	挨拶 委嘱状交付
村上 理一	政策審議監	オブザーバー
西 竜一	建設部 部長	オブザーバー
野間 卓志	建設部 次長	オブザーバー
宮端 晋也	建設部 次長	オブザーバー
涌田 直美	建設部 次長	オブザーバー
深川 洋光	建設政策課 課長	事務局
福田 光	建設部 建設政策課 課長補佐	事務局
田中 宣行	建設部 建設政策課 主幹兼係長	事務局
米 博文	建設部 建設政策課 主任	事務局

合計28名

## 八代市立地適正化計画の策定体制



## 八代市立地適正化計画の策定スケジュール

年度	日時	計画策定 <b>委員会</b>	内容	
令和	令和6年1月15日	第1回	■立地適正化計画の基礎的な知識の共有 ■八代市の現況・課題 [序章~第1章]	
令和5年度	令和6年3月中旬	第2回	■まちづくりの方針・骨格構造 [第2章] ■生活拠点の検討・誘導区域設定の素案 [第3~4章]	
令和6年度	令和6年7月下旬	第3回	■誘導区域・誘導施設・誘導施策の設定 [第3~5章] ■用途地域外の土地利用方針 [第3~5章] ■新八代駅周辺地区におけるまちづくり [第3~5章]	
	令和6年10月上旬	第4回	■防災指針の検討 [第6章] ■計画目標値・評価方法の検討 [第7章]	
	令和6年12月中旬	第5回	■立地適正化計画 本編のとりまとめ	

# 立地適正化計画の概要

説明資料

令和6年 1月15日(月) 八代市建設部建設政策課

## 1. 立地適正化計画制度の背景と目指す姿

### (1) 制度創設の背景

✓ 多くの地方都市では、**急速な人口減少・高齢化**により、まちなかの**人口密度の** 低下を招き、その結果、日常生活に必要な機能(医療・福祉・商業等)を維持 することが困難になる恐れがあります。

### 人口減少・高齢化が進むと・・・

✓ 例えば・・・

生産年齢人口の減少

地場産業・経済の衰退の懸念

老年人口の増加

社会保障費の増大

市街地の人口密度の低下

必要な生活サービスの維持が困難

## 1. 立地適正化計画制度の背景と目指す姿

(1) 制度創設の背景

様々な問題を引き起こし、どんどん住みにくくなってしまいます



## 1. 立地適正化計画制度の背景と目指す姿

(2) 立地適正化計画が目指すまちの姿

## コンパクト



## ネットワーク

各地域の拠点周辺に生活サービス機能 (医療・福祉、商業等)や住居を 集約・誘導し、人口密度を維持 コンパクトシティと連動した 拠点間をつなぐ公共交通網 (バス、鉄道等)の再構築

住む場所、働く場所、 食べる場所、学ぶ場所 が近くにある





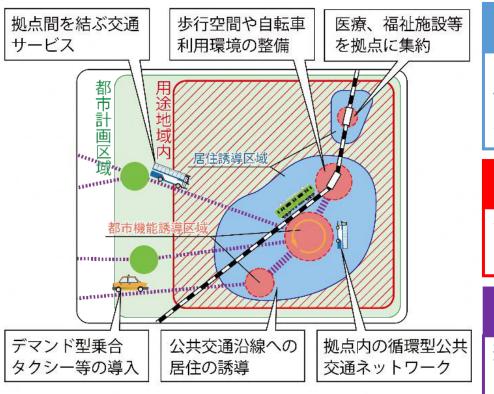
安心して快適に暮らせるまちへ





### (1)制度の概要

- ✓ 全国的に進む人口減少と少子高齢化の進展を背景に、今後も安心で快適な生活環境の実現、 財政面における持続可能な都市経営等を可能とするために創設された制度
- ✓ 居住や都市機能(医療・福祉・商業等)の誘導、公共交通の充実等によって持続可能なまちづくりを目指す都市再生特別措置法に基づく計画



### 居住誘導区域

一定のエリアで人口密度を維持し、日常生活 サービス等が持続的に確保されるよう居住の誘 導を図る区域。

### 都市機能誘導区域

公共施設等、維持・誘導する施設を設定し、日 常生活サービスの効率的な提供を図る区域。

#### 地域公共交诵

維持・充実を図る公共交通網を設定。 (地域公共交通計画で位置づけ)

### (2) 計画策定により生じる義務(届出制度)

### 【居住誘導区域外における事前届出】

居住誘導区域外において、以下のような一定規模以上の

**住宅開発を行おうとする場合**には、市長への届出が必要



#### 〇開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②<u>1戸又は2戸の住宅</u>の建築目的の開発行為で、その<u>規模が</u> 1000㎡以上のもの
- ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為 (例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)
- ①の例示
- 3戸の開発行為





②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為





800㎡ 2戸の開発行為





#### 〇建築等行為

- ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを 新築しようとする場合

(例えば、<u>寄宿舎や有料老人ホーム等</u>)

- ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、 ②)とする場合
- ①の例示







1戸の建築行為

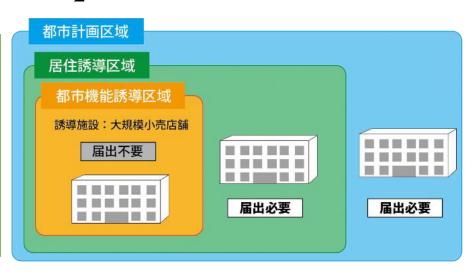




### (2) 計画策定により生じる義務(届出制度)

【都市機能誘導区域外における事前届出】

都市機能誘導区域**外**で**誘導施設を有** する、以下に示す建築物の建築行為又 は開発行為を行おうとする場合は、市 長への届出が必要



開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為	
17137 6 1 3 443	を行おうとする場合	
	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合	
開発行為以外	・建築物を <mark>改築</mark> し、誘導施設を有する建築物とする場合	
	・建築物の <mark>用途を変更</mark> し、誘導施設を有する建築物とする場合	

■誘導施設…都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設(医療、福祉、商業施設等)

### (2) 計画策定により生じる義務(届出制度)

【誘導施設の休廃止に係る届出】

✓ 都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止 または廃止しようとする場合には、市長への届出が必要



### (3)計画策定によるメリット(支援措置)

【主な支援措置】

立地適正化計画の策定





財政・金融上の支援措置

### 都市構造再編集中支援事業(R2~)

「立地適正化計画」に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組み等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で、強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業

**〇補助率:50%**(都市機能誘導区域内)

45% (居住誘導区域内)

### 主な補助対象事業(例)

道路、公園、河川、広場、駐車場、地域防災施設、子育て支援センター、交通センター、市街地再開発事業、街並み環境整備事業、公営住宅整備、バリアフリー環境整備など



### (3) 計画策定によるメリット(支援措置)

### 【主な支援措置】

### 都市•地域交通戦略推進事業

都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の 整備について重点的に支援。

**〇対象区域:**立地適正化計画区域内 **〇補助率:1/2**等(直接)、**1/3**(間接)

### 都市公園ストック再編事業

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体に おける都市公園の機能や配置の再編を図る。

**〇対象区域:**立地適正化計画策定都市 **〇補助率: 1/2** (直接)

### 公共施設等の適正管理に係る地方財政措置

### (公共施設等適正管理推進事業)

- [1]個別施設計画に位置付けられた**公共施設等の集約化・複合化事業**
- [2]立地適正化計画に基づく地方単独事業等に対し、元利金の償還に対し地方交

#### 付税措置のある地方債措置等

(公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業に限る)

### (4) コンパクト+ネットワークに関する補足

#### コンパクトシティをめぐる誤解

#### 一極集中

市内の最も主要な拠点 (大きな駅周辺等) 1ヵ 所にすべてを集約させる

#### 全ての人口の集約

全ての居住者を一定のエ リアに集約させることを 目指す

#### 強制的な集約

居住者や住宅を強制的に 短期間で移転させる

### 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方



中心拠点だけでなく、生 活拠点や地域拠点も含め た、多極ネットワーク型 の集約を目指す

## 全ての人口の集約を図るものではない

拠点周辺で人口密度の集 約を図るとともに、個人 のライフスタイルに基づ く居住の在り方を尊重

#### 誘導による集約

拠点に居住するメリット を最大限享受できるよう な施策で、20年後を見据 えた緩やかな誘導を図る 八代市立地適正化計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) 第81条第1項 に規定する立地適正化計画 (以下「立地適正化計画」という。) の策定 に関し、幅広い観点から検討を行うため、八代市立地適正化計画策定委 員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
  - (2) その他前号に掲げる事務に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1)学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3)地域の各分野における関係団体の推薦する者
- (4)前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、立地適正化計画の策定が終了する日までとする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。 ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を 求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 委員会に、所掌事務の事前調査及び立地適正化計画の内容の検討を行 うため、必要に応じて庁内検討会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部建設政策課において処理する。 (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

#### 八代市立地適正化計画策定委員会 委員名簿

氏名	団体名	備考
かきもと りゅうじ 柿本 竜治	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授	学識経験者
橋本 淳也	熊本高等専門学校 建築社会デザイン工学科 准教授	学識経験者
そう たくま 宗 <b>琢</b> 万	国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所長	関係行政機関
まかむら さとし <b>岡村 郷司</b>	熊本県 県南広域本部長	関係行政機関
うえの さぶろう 上野 三郎	八代広域行政事務組合 消防長	関係行政機関(防災)
*************************************	八代商工会議所 副会頭	関係団体(まちづくり)
ふるた ようじ 古田 洋二	八代市商工会 事務局長	関係団体(まちづくり)
************************************	一般社団法人 八代青年会議所 委員長	関係団体(まちづくり)
吉川 昭五	八代経済開発同友会 副代表	関係団体(まちづくり)
とくだ たけはる 徳田 武治	八代市地域協議会連絡会議 会長	関係団体(まちづくり)
ほんだ ゆうじ 本田 友治	八代市農業委員会 副会長	関係団体(農業)
木村 鞘子	八代市民生委員・児童委員協議会 書記	関係団体(子育て)
Listat Digner 白濵 浩一	一般社団法人 八代市医師会 事務局長	関係団体(医療)
うじはら こうじ 氏原 耕二	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会 地域福祉課長	関係団体(福祉)
*************************************	産交バス株式会社 八代営業所 係長	関係団体(地域公共交通)
むらやま かつのり 村山 <b>勝</b> 宣	八代校長会 日奈久小学校長	関係団体(学校・教育)
でらかわ くるみ 寺川 久留美	八代市女性人材リストより	
うじいえ みなこ 氏家 美奈子	八代市女性人材リストより	

#### 八代市立地適正化計画庁内検討会要領

(設置)

- 第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画(以下「立地適正化計画」という。)の策定に向け全庁的かつ計画的に作業を進めるため、八代市立地適正化計画策定委員会要綱(令和5年八代市告示第145号)第6条第6項の規定に基づき、八代市立地適正化計画庁内検討会(以下「庁内検討会」という。)を設置する。
  - (所掌事務)
- 第2条 庁内検討会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 八代市立地適正化計画策定委員会の所掌事務の事前調査に関すること。
  - (2) 立地適正化計画の策定に係る内容の検討に関すること。
  - (3) その他前2号に掲げる事務に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 庁内検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、建設部長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる課かいの長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、庁内検討会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 庁内検討会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が 招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第5条 庁内検討会の庶務は、建設部建設政策課において処理する。 (その他)
- 第6条 この要領に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要領は、建設部長専決の日から施行する。

#### 別表(第3条関係)

#### 八代市立地適正化計画庁内検討会委員名簿

	部	課かい	備考
1		企画政策課	
2		危機管理課	
3		坂本支所 地域振興課	
4	総務企画部	千丁支所 地域振興課	
5		鏡支所 地域振興課	
6		東陽支所 地域振興課	
7		泉支所 地域振興課	
8	財務部	財政課	
9		財産経営課	
10	市民環境部	市民活動政策課	
11		環境課	
12	健康福祉部	健康福祉政策課	
13	経済文化交流部	商工・港湾振興課	
14		文化振興課	
15	農林水産部	農林水産政策課	
16	建設部	建設政策課	
17		住宅課	
18	教育部	教育政策課	

平成 2 5 年 3 月 2 2 日 市長決裁 改正 平成 3 0 年 1 月 1 1 日 改正 平成 3 0 年 6 月 2 8 日 改正 平成 3 1 年 4 月 1 0 日 改正 令和 2 年 3 月 2 4 日 改正 令和 4 年 2 月 1 7 日

八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 審議会等の設置に係る指針(第3条・第4条)

第3章 審議会等の委員の選任に係る指針

第1節 委員の選任基準(第5条)

第2節 公募による委員の選任 (第6条一第12条)

第4章 審議会等の会議の公開に係る指針 (第13条一第19条) 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基本指針は、行政の合理化及び効率化の観点から審議会等の 適正な設置、機能の充実及び円滑な運営を図るとともに、市民のより幅 広い意見を行政に反映させ、及び開かれた市政を推進するため、本市が 設置する審議会等の設置及び運営について準拠すべき基本的事項につい て必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この基本指針において「審議会等」とは、市民、学識経験を有する者等を委員の全部又は一部とする機関であって、次に掲げるものをいう。
  - (1)地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、本市の事務について審査、調査等を行う機関であって、執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)の附属機関として設置するもの
  - (2) 行政運営上の参考に資するための意見の提供を求める機関であって、 同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予 定しているもの

第2章 審議会等の設置に係る指針

(審議会等の設置)

- 第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1)他の審議会等と審査、調査、意見交換、懇談等(以下「審議等」という。)の目的、機能等が重複し、若しくは類似していないか、又は他の行政手段では目的の達成、課題の解決等ができないか検討を行ない、必要最小限の設置にとどめること。
  - (2)審議等の対象事項(以下「審議事項」という。)が時限的又は臨時 的なものである審議会等を設置するときは、できる限りその設置期限 を明示すること。

(審議会等の統合又は廃止)

- 第4条 既存の審議会等については、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、 当該各号の定めるところにより統合又は廃止を検討するものとする。
  - (1) 統合基準 審議等の目的、機能等が重複し、又は類似している審議 会等は、統合を図るものとする。
  - (2)廃止基準 次に掲げる審議会等(法令により設置が義務付けられている審議会等を除く。)は、原則として廃止するものとする。
    - ア 審議等の目的が達成されたもの
    - イ 社会情勢の変化等により設置する必要性が著しく低下したもの
    - ウ 活動が著しく不活発又は活動内容が形式的で設置効果が乏しいも の
    - エ 他の行政手段で目的の達成、課題の解決等が図られるもの 第3章 審議会等の委員の選任に係る指針 第1節 委員の選任基準
- 第5条 審議会等の委員の選任に当たっては、審議等の目的、審議事項等 に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう、次に掲 げる事項に十分留意するものとする。
  - (1)多様な意見を反映させるため、幅広い分野及び年齢層からふさわしい人材を選任すること。
  - (2) 広く市民に対し意見、要望等を求める必要があると認められる場合 は、より広く市民参加の機会を確保するために委員の一部を市民から 選任するよう努めること。
  - (3) 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の規定により本市が策定した男女共同参画計画に基づき、女性を積極的に委員に登用すること。
  - (4)他の審議会等の委員の職を5以上兼ねる者を委員に選任しないこと。 ただし、特に専門的な知識、経験等を有する者を選任する必要がある 場合その他特別な事情がある場合であって、市長等(執行機関の任命 権者をいう。以下同じ。)が認めるときは、この限りでない。
  - (5)同一人を継続して委員に選任する場合は、その在任期間を引き続き

6年を超えない期間又は引き続き再任3回までの期間のいずれかに該当する期間までとすること。ただし、特に専門的な知識、経験等を有する者を選任する必要がある場合その他特別な事情がある場合であって、市長等が認めるときは、この限りでない。

2 審議会等の委員の数は、審議等の充実及び迅速化を図る観点から適正 規模となるよう、審議会等を新たに設置する場合のみならず、委員を改 選する場合においても検討を行うものとする。

第2節 公募による委員の選任

(公募の基準)

- 第6条 前条第1項第2号に定めるところにより、市民から委員を選任する場合は、次に掲げる場合を除き、原則として公募により選任するよう 努めるものとする。
  - (1) 法令、条例その他の規程(以下「法令等」という。) により委員と なるべき者の要件が制限されているとき。
  - (2) 専ら高度又は専門的な知識を有する事案の審議等を行うとき。
  - (3) 行政処分、不服審査又は身分に関する処分等に関する審議等を行うとき。
  - (4)委員を迅速に選任する必要があるため、公募による選任を行う暇が ないとき。

(公募の公表)

- 第7条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければなら ない。
  - (1)審議会等の名称及び役割
  - (2) 任期
  - (3) 応募要件
  - (4) 応募方法
  - (5) 選考方法
  - (6)募集人員
  - (7)募集期間
  - (8) 問合せ先
  - (9) その他必要と認める事項
- 2 前項の公表は、市役所前掲示場に掲示する方法により行うとともに、 広報やつしろ及び市ホームページへの掲載、エフエムやつしろによる放 送、市庁舎内又は出先機関への掲示等可能な限り多くの方法により行う ものとする。

(応募要件)

- 第8条 審議会等の委員に応募できる者の要件は、次の各号の全てを満たすこととする。
  - (1) 応募日現在において満18歳以上であって、本市に住所を有するこ

と。ただし、市長等が必要と認める場合は、この限りでない。

(2)本市の市議会議員若しくは職員(臨時的任用職員又は会計年度任用職員を含む。)又は既に本市の他の審議会等の委員でないこと。ただし、会計年度任用職員又は他の審議会等の委員については、市長等が必要と認める場合はこの限りでない。

(応募の受付)

第9条 審議会等の委員への応募を受け付けるときは、応募者に申込書の ほか、選考に必要な資料を提出させるものとする。

(公募委員の選考)

- 第10条 公募による委員の選考は、応募者から提出された書類の審査、 面接その他市長等が審議会等の特性に応じて定める方法により行う。
- 2 市長等は、前項の規定による選考の結果を速やかに応募者全員に通知 するものとする。

(公募委員の解職)

- 第11条 公募による委員は、法令等に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解かれるものとする。
  - (1) 第8条に規定する応募の要件を満たさなくなった場合
  - (2)職務上知り得た秘密を漏らすなど市長等が委員として不適当と認めた場合
- 2 前項の規定により職を解かれた委員の補充を行う場合には、公募により補欠委員を選任するものとする。ただし、特段の理由により公募によりがたい場合は、この限りでない。

(公募に関する事務)

第12条 審議会等の委員の公募に関する事務は、当該審議会等を所管する課において行うものとする。

第4章 審議会等の会議の公開に係る指針

(会議の公開の基準)

- 第13条 八代市情報公開条例(平成17年八代市条例第25号。以下「公開条例」という。)第27条の情報の提供に関する施策の充実の趣旨にのっとり、審議会等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。
  - (1)公開条例第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。) に該当する事項に関し審議等する場合
  - (2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが予想され、当該会議の目的が達成されないと認められる場合
  - (3) その他会議の内容に照らし、公開する意義が乏しいと客観的に認められる場合
- 2 審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、

審議等を分割して行うことができると認められるときは、非公開とする 審議事項に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

- 第14条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条に定めるところにより、原則として審議会等の長(以下「会長」という。)が当該審議会等の会議に諮って行うものとする。
- 2 会長は、会議の非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにする ものとする。

(会議開催の周知)

- 第15条 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、次の事項 を公表するものとする。
  - (1)審議会等の名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 議題
  - (5) 傍聴定員
  - (6) 傍聴手続
  - (7) 問合せ先
  - (8) その他審議会等が必要と認める事項
- 2 前項の公表は、会議開催日の1週間前までに行わなければならない。 ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- 3 第1項の公表は、市役所前掲示場に掲示する方法により行うとともに、 広報やつしろ又は市ホームページへの掲載、エフエムやつしろによる放 送、市庁舎内又は出先機関への掲示等可能な限り多くの方法により行う ものとする。

(公開の方法)

- 第16条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に 傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、会議を公開するに当たり、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議録の作成)

- 第17条 審議会等は、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければな らない。
- 2 会議録の作成に当たっては、会議における発言内容、審議経過等を市 民が十分に理解できるような内容とするよう努めるものとする。
- 3 作成した会議録には、会長が署名又は記名押印しなければならない。 (会議録の閲覧)
- 第18条 審議会等は、公開した会議の会議録の写しを情報プラザに備え

置くとともに市ホームページに掲載し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報に該当 する部分を除いて、当該会議に係る会議録を閲覧に供するよう努めるも のとする。

(審議会等の公開に関する事務)

第19条 審議会等の会議の公開に関する事務は、当該審議会等を所管する課において行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基本指針は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、この基本指針の施行の日(以下「施行日」とい う。)以後に設置する審議会等の設置について適用する。
- 3 第3章の規定は、施行日以後の審議会等の委員の選任(施行日以後に 任期が到来することによる後任の委員の選任を含む。)について適用す る。
- 4 第4章の規定は、施行日以後に開催する審議会等の会議について適用する。

附 則(平成30年1月11日市長決裁)

この基本指針は、決裁の日から施行し、改正後の八代市審議会等の設置 及び運営に関する基本指針の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年6月28日市長決裁)

この基本指針は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成31年4月10日総務企画部長専決) この基本指針は、総務企画部長専決の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日総務企画部長専決) この基本指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月17日市長決裁)

この基本指針は、令和4年4月1日から施行する。

#### 八代市立地適正化計画策定委員会 傍聴要領

#### 1 傍聴手続

会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、受付 簿に必要な事項を記入してください。受付は先着順で行いますので、 定員になり次第終了します。ただし、次に掲げる場合に該当する人 は傍聴できません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 危険物又は会議の妨げとなると認められる器物を携帯している 場合
- (3) その他会議を妨害し、又は他の傍聴者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合

#### 2 傍聴に当たっての注意事項

- (1)会議中は、静粛に傍聴することとし、私語を交わすことはできません。また、拍手その他いかなる方法によっても賛成、反対の 意向等を表明することはできません。
- (2)会議室内で、飲食及び喫煙はできません。
- (3)会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、 事前に申出があり、会長が認めた場合はその限りではありません。
- (4)上記のほか、会議の秩序を乱し、又は議事を妨害するようなことはできません。

以上のことをお守りいただけない場合は、退席していただくことが あります。

#### 3 その他

会議の秩序維持が困難になった場合又は緊急に公開できない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承ください。

その他ご不明な点は、事務局にお尋ねください。

〈事務局〉建設政策課(TEL: 0965-33-4116)